

勝福寺納骨管理規程

(目 的)

第1条 宗教法人勝福寺（以下「勝福寺」という。）門徒の遺骨を納め、永代に管理することを目的とし、合葬墓及び納骨壇を設置する。

(位 置)

第2条 合葬墓及び納骨壇は、鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1069番地に位置する。

(名 称)

第3条 合葬墓の名称は、「勝福寺合葬墓」とし、納骨壇は、「勝福寺納骨壇」とする。

(管 理)

第4条 合葬墓、納骨壇の管理は、勝福寺納骨管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し行ない、事務所を勝福寺内に置く。

2 前項の管理委員会は、勝福寺住職を代表管理者とし、門徒総代を管理者に加え、護持・管理を行う。

3 管理委員会は、合葬墓及び納骨壇における全ての決定権を有する。

4 合葬墓及び納骨壇に納められた遺骨等については、自然災害等の不可抗力による事故並びに第三者によって生じた事故については、勝福寺はその責任を負わない。

(納 骨)

第5条 合葬墓及び納骨壇への納骨資格は、規程第1条に掲げてあるとおりとする。ただし、その他の事情によっては管理委員会において審議し、納骨の可否を決定する。

2 合葬墓、納骨壇への納骨は、勝福寺永代納骨申込書に冥加金を添えて管理委員会へ申し込みをする。

3 管理委員会は、永代納骨申込があった場合、速やかに可否の審査をし、永代納骨許可証を交付する。

(冥加金)

第6条 永代納骨冥加金は、次のとおりとする

(1) 合葬墓への納骨冥加金は、50,000円とする。

(2) 納骨壇への分骨冥加金（合葬墓への納骨を含む）は、200,000円とする。

2 徴収した冥加金は、勝福寺合葬墓納骨冥加金特別会計とし、用途については、合葬墓の維持管理に使用するものとする。

(返 還)

第7条 合葬墓へ納骨された遺骨は、一切返還しない。ただし、納骨壇へ納骨された遺骨については、返還申請があれば、管理委員会で審査し、可否を決定する。

2 納骨冥加金については、理由の如何を問わず一切返還しない。

(その他)

第8条 納骨にあたっては、全て火葬済みであることを義務付ける。

(委 任)

第9条 本規程に定めのない事項については、管理委員会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年9月2日から施行する。

勝福寺永代納骨申込書

年 月 日

勝福寺納骨管理委員会

代表管理者 住職 若原慶昭様

納骨申請者 住所
氏名
電話

印

平成 年 月 日施行の勝福寺納骨管理規程を遵守し、下記のとおり申込します。

記

納骨者氏名	
納骨の種類	合葬墓・納骨壇、合葬墓
納骨冥加金	一金 円也
その他	